

4 医療

自立支援医療について

✿概要

これまでは障がい者に関する医療費の公費負担制度として、更生医療、育成医療、精神障害者通院医療の3つの制度があり、別々の法律を根拠に実施されていました。しかし、平成18年4月1日に「障害者自立支援法」が施行され、公費負担医療費制度が「自立支援医療」に統合されました。

✿利用者負担と軽減措置

原則1割負担ですが、低所得の方及び一定の負担能力があっても継続的に相当額の医療費負担が生じる方（「重度かつ継続」に該当する方）にも1か月当たりの自己負担上限額を設定しています。

✿世帯の範囲

自己負担を設定する上で、世帯の所得を確認する必要があります。この時の世帯の単位は、住民票上の家族ではなく、同じ医療保険に加入している家族を同一世帯とします。

世帯の所得を確認するため、1月1日時点で新発田市に住民票がなかった方は、所得課税証明書が必要となる場合があります。

✿所得区分（自己負担上限額）

← 一定所得以下		← 中間所得層		← 一定所得以上 →		
生活保護世帯		市民税非課税 本人収入 ≤ 80万	市民税非課税 本人収入 > 80万	市町村民税 < 3万3千 (所得割)	3万3千 町村民税 < 23万5千 (所得割)	23万5千 市町村民税 (所得割)
生活保護 負担上限額 0円	低所得1 負担上限額 2,500円	低所得2 負担上限額 5,000円	中間所得層（原則1割負担） 負担上限額：医療保険の自己負担限度額 育成医療の経過措置 中間所得層1 負担上限額：5,000円 中間所得層2 負担上限額：10,000円		一定所得以上 公費負担の対象外	
			重度かつ継続			
			中間所得層1 負担上限額 5,000円	中間所得層2 負担上限額 10,000円	一定所得以上（重継） 負担上限額 20,000円	

「重度かつ継続」の対象範囲

疾病・症状等から対象となる方

更生医療・育成医療：じん臓機能、小腸機能、免疫機能、心臓機能、肝臓機能障がいの方

精神通院医療：統合失調症、躁うつ病、うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障がい、

もしくは薬物関連障がい（依存症等）の方または集中、継続的な医療を要する方として

精神医療に一定以上の経験のある医師が判断した方。

疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる方

医療保険の多数該当の方